

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成22年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

(1) 業務名 鳥取県警察訓令・例規通達検索システム整備業務

(2) 業務の内容

本件業務は、鳥取県警察訓令・例規通達検索システムを構築するものである。

なお、選定された者が行う業務の概要は、次に掲げるとおりとし、詳細は鳥取県警察訓令・例規通達検索システム整備業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案説明書（以下「企画提案説明書」という。）及び仕様書による。

ア システム設計（基本設計・詳細設計）

イ ソフトウェアの調達

ウ 機器類の調達

エ 導入・設定

オ システムの構築

カ データの収集・整理及びシステムへの格納

キ 試験運用

ク 利用者説明

(3) 履行場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部

(4) 履行期間 契約の日から平成22年8月31日まで

(5) 予算額 9,450千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービスに登録されている者であること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年2月24日（水）午後5時までに5の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成22年2月12日（金）から企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成22年2月12日（金）から企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 企画提案書の評価

(1) 企画提案書の評価は、鳥取県警察訓令・例規通達検索システム整備業務委託企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、企画提案説明書で定める評価項目ごとに、別に定める評価基準、評価方法に基づき、各委員が行う。

(2) 企画提案書の提出後、企画提案者に別途通知する日に、企画提案者による提案説明の実施を予定している。提案説明では、企画提案者による企画提案内容の概要説明、性能の実演等を行い、評価委員会等による企画提案書等の内容の確認・質問を行い、業務理解度等について確認する予定である。

なお、提案説明に参加しなかった者は、この公募型プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす（天災等やむを得ない事情により参加できなかった場合を除く）。

4 最優秀提案者の決定方法

評価委員会における評価を基に鳥取県警察本部長が、最優秀提案者を選定する。また、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

5 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680-8520 鳥取県鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（代）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 企画提案説明書等の交付方法

企画提案説明書その他の資料は、平成22年2月12日（金）から同月22日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に(1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 企画提案書及び見積書の提出

ア 提出方法及び提出先

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案説明書に基づき、企画提案書を作成し、見積書等を添えて(1)の場所に持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、送付すること。

イ 提出期間

平成22年3月2日（火）から同月8日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

なお、送付による場合は、同日午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

6 最優秀提案者等への通知

(1) 最優秀提案者を選定したときは、その結果をすべての企画提案者に通知する。

(2) 通知の内容は、評価委員会が必要と認める事項とする。

(3) 審査結果の公表については、評価委員会の決定に基づいて行う。

7 契約の締結

(1) 契約の交渉

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行い、見積書を徴して契約を締結する。この交渉には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議も含む。交渉が不調なときは、4の順位付けの結果が上位のものから順に契約締結の交渉を行う。

(2) 契約に伴う見積書の徴取

契約締結の交渉を行った者から見積書を徴し、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第127条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内において契約金額を決定する。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

- (1) 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。
- (2) この公募型プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (4) 企画提案者から提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、企画提案者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。
- (6) 著作権の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ア 委託業者として選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても企画提案者に帰属するものとする。
 - イ 委託業者として選定されなかった企画提案者の企画提案書に係る著作権は、企画提案者に帰属するものとする。
 - ウ 県は、企画提案者に対して企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (7) 詳細は、企画提案説明書による。
- (8) この公告に示した業務に係る予算が成立しなかったときは、この公募型プロポーザルは中止するものとし、契約の締結は、行わない。